

大田区シニアクラブ助成申請書兼代表者届

（宛先）大田区長

令和8年4月1日

下記のとおり、大田区シニアクラブ助成要綱に基づき、令和8年度シニアクラブ活動運営費の助成を申請します。なお、シニアクラブ活動助成金の交付に関する一切の責任を代表者が負うことを届けます。

記

クラブ名			
代表者名	会長 _____ （生年月日：昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日） （会長就任日： _____ 年 _____ 月 _____ 日）		
住 所	大田区		
会員数 および 助成申請 金額	令和8年4月1日現在の会員数 _____人 ※右の□にチェックを してください	<input type="checkbox"/> 30～39人	144,000円
		<input type="checkbox"/> 40～49人	192,000円
		<input type="checkbox"/> 50～79人	277,200円
		<input type="checkbox"/> 80～99人	312,000円
		<input type="checkbox"/> 100～149人	349,200円
		<input type="checkbox"/> 150～199人	384,000円
		<input type="checkbox"/> 200人～	421,200円
同意欄	以下の個人情報の取扱いについて同意します。署名 _____ ①本申請による会長及び会の口座情報等について大田区福祉部高齢福祉課（以下「高齢福祉課」）が管理し、その情報に基づき名簿を作成すること。 ②作成した名簿は、連合会が行う各種事業における通知などのデータとして活用するほか、区の事業を執行するに当たり、関係部署・機関へ名簿の情報を高齢福祉課から提供すること。 ③警察・消防などの公共機関から要請があった場合に、同様に名簿の情報を高齢福祉課から提供すること。 ④連合会が行う事業を執行するため、理事会の承認を得たときは、旅行会社・印刷業者等へ名簿の情報を高齢福祉課から提供すること。 ⑤高齢福祉課からの名簿の情報の提供方法は、紙媒体やCD・USBメモリ等の電子媒体の手渡し、または電子メールでの送信となること。		